

【お知らせ】 太陽光発電システムを原因とする無線通信の妨害について

近年、太陽光発電システムからの不要電波の発射により、無線通信が妨害されるという事例が全国で多発しています。

大規模な太陽光発電所からだけでなく、一般の住宅に設置されている太陽光発電システムからの不要な電波によって、防災行政無線等の人命に関わる無線通信が妨害を受けた事例も発生しています。

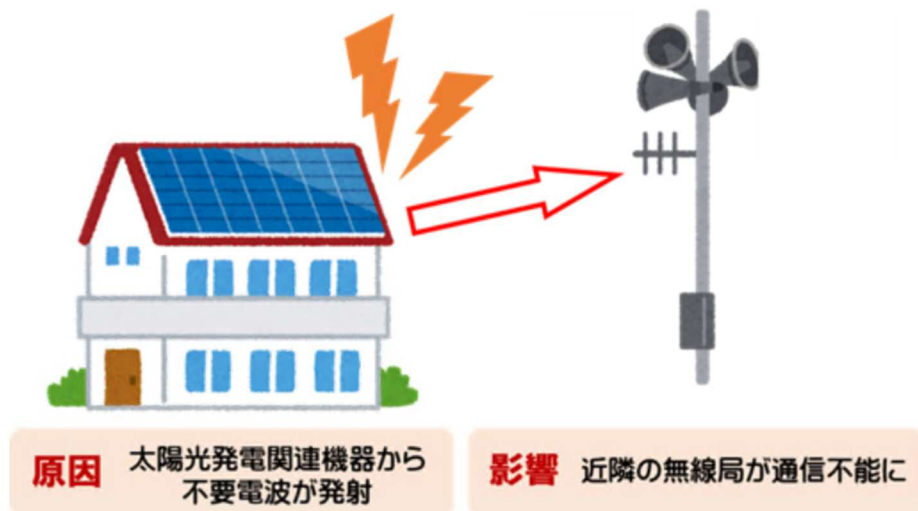
不要電波の発射が少ないと見込まれる装置(※1)を選んだり、無線通信への影響を低減させるための装置(※2)を設置したりする等、対策を行い、妨害電波が発生しないように注意しましょう。

設置した太陽光発電システムが無線通信に影響を与えることが明らかになった場合には、施工業者等にご連絡いただき、追加の対策を行っていただくよう、お願いいたします。

なお、装置に関する詳細については、メーカー・施工業者へお問い合わせください。

※1 国際規格である、CISPR11 第6.2版以降の基準に適合したパワコン等

※2 施工時にシールドケーブルを利用する、ノイズフィルタを追加する等



(総務省 電波利用ホームページより)

◎詳しくは、総務省のホームページをご確認ください。

総務省 電波利用ポータル

「太陽光発電システムを原因とする無線通信の妨害について」

<https://www.tele.soumu.go.jp/j/ele/pvsystem/index.htm>

